

給付奨学金（家計急変採用）の判定結果に関する Q&A  
（すでに給付奨学金の支給を受けている方の申込み）

全事由共通

Q1 予期できない事由により家計が急変したため、家計急変採用の取扱いへの変更を申請したが、不承認となった（または第 I 区分で承認されなかった）。

A1 家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

※（参考）年間所得見込額の算出方法

②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

②の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変採用以外の通常の申込みの場合（定期採用）と同じ審査方法となりますので、以下の Q&A をご確認ください。

[よくあるご質問 選考結果](#)

そのため、家計急変の事由に該当していても、上記の合計によって、「支援区分」が上がらない場合は、家計急変採用への変更は行いません。

家計急変採用への変更を行わない場合は、現状の給付奨学生としての支給を継続します。

(例1) 「①【家計急変の事由に該当する生計維持者】」が当初より非課税の場合

家計急変事由発生前		家計急変事由発生後	
定期採用における 支給額算定基準額		家計急変採用における 支給額算定基準額	
申込者本人	0円	申込者本人(②)	0円
生計維持者	0円	家計急変の事由に 該当する生計維持者(①)	0円(※)
生計維持者	3,500円	家計急変の事由に 該当しない生計維持者(②)	3,500円
合計額	3,500円	合計額	3,500円

  

第Ⅱ区分	第Ⅱ区分
------	------

  

支給額算定基準額の合計額が100円以上25,600円未満の場合は第Ⅱ区分となります。
--

支給額算定基準額の合計額が変わらないため、「支援区分」もこれまでと同じ第Ⅱ区分となります。そのため、家計急変採用への変更は行いません。

※「死亡事由」「暴力等からの避難事由」の場合は、「①【家計急変の事由に該当する生計維持者】」は生計維持者として扱いませんので、支給額算定基準額は算出しません。

生計維持者	0円	家計急変の事由に 該当する生計維持者(①)	—
-------	----	--------------------------	---

(例2)「①【家計急変の事由に該当する生計維持者】」の支給額算定基準額は下がったが、  
①と②の合計額によって、支援区分が変わらない場合

家計急変事由発生前		家計急変事由発生後	
定期採用における 支給額算定基準額		家計急変採用における 支給額算定基準額	
申込者本人	0円	申込者本人(②)	0円
生計維持者	17,000円	家計急変の事由に 該当する生計維持者(①)	0円(※)
生計維持者	3,500円	家計急変の事由に 該当しない生計維持者(②)	3,500円
合計額	20,500円	合計額	3,500円

  

第Ⅱ区分	第Ⅱ区分
------	------

  

支給額算定基準額の合計額が100円以上25,600円未満の場合は第Ⅱ区分となります。
--

支給額算定基準額の合計額は下がりましたが、第Ⅱ区分の基準額内であるため、「支援区分」は変わりません。そのため、家計急変採用への変更は行いません。

※「死亡事由」「暴力等からの避難事由」の場合は、「①【家計急変の事由に該当する生計維持者】」は生計維持者として扱いませんので、支給額算定基準額は算出しません。

生計維持者	17,000円	家計急変の事由に 該当する生計維持者(①)	—
-------	---------	--------------------------	---